

新たな情報財検討委員会（第4回）

日 時：平成29年1月20日（金）13:00～15:00

場 所：中央合同庁舎4号館11階 共用第1特別会議室

出席者：

【委員】中村委員長、渡部委員長、竹市様（飯田委員代理）、今枝委員、上野委員、奥邨委員、喜連川委員、木全委員、清水委員、瀬尾委員、関口委員、戸田委員、根本委員、林委員、福井委員、別所委員、宮島委員、森委員、柳川委員

【関係機関】内閣官房IT総合戦略室 山路内閣参事官
総務省 情報通信政策課 小笠原課長
経済産業省 情報経済課 佐野課長
経済産業省 知的財産室 諸永室長
特許庁 総務部 仁科企画調整官
文化庁 著作物流通推進室 俵室長

【事務局】井内局長、増田次長、永山次長、小野寺参事官、福田参事官、岸本参事官、大手参事官補佐、松村参事官補佐

1. 開 会

2. データの保護・利活用の在り方について

3. 閉 会

○渡部委員長 まだお越しになっていない委員の方もおられますが、時間を過ぎていますので、ただいまから始めさせていただきたいと思います。「新たな情報財検討委員会」第4回会合ということでございます。今日は、御多忙中のところ御参集いただき、まことにありがとうございます。

本日の会合からデータ関係の議論をしていくということで、私のほうが進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

本日御出席いただいております委員の方は、お手元にある座席表のとおりでございますが、今日は飯田委員の代理として、トヨタ自動車株式会社の竹市博美様に御出席いただいております。

また、関係機関といたしまして、内閣官房、文化庁、総務省、経済産業省及び特許庁から御出席いただいております。

なお、事務局の知財事務局ですけれども、1月13日付の異動がございました。それによって、磯谷次長の後任として永山次長が着任となり、永山参事官の後任として文化庁より岸本参事官が着任されておられます。よろしく願いいたします。

それでは、井内局長より御挨拶させていただきたいと思います。

○井内局長 年始の御多忙の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今回からデータに関する議論ということでございますけれども、政府の部内におきましても、さまざまな部局でそれぞれの側面から検討されております。後ほど、それぞれから説明があるわけでございます。この委員会におきましては、そういったさまざまな検討を、知財という観点からいわば横串を刺していただいて、日本の競争力のためにどのようなアプローチがよいのか。短期、そして中長期の視点も踏まえて包括的な議論をしていただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○渡部委員長 ありがとうございます。

次に、議論に入るに当たり、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○福田参事官 知財事務局で産業競争力強化の担当をしております参事官の福田でございます。よろしく願いいたします。

お手元の配付資料の確認ですけれども、資料の束が置かれているかと思えます。議事次第の表に書いてございますように、資料1から3、事務局の資料でございます。

資料4、5、6、7、関係省庁のプレゼンいただく資料でございます。

それから、参考資料として1から6までつけさせていただいてございます。

過不足等ございましたら、事務局のほうにお申し出いただければと思います。よろしく願いいたします。

○渡部委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、早速、本日の議論に入ってまいりたいと思います。

本日の議論のテーマでございますけれども、前回のAIとも関係いたしますが、「データの保護・利活用の在り方」ということでございます。

本日は、データの保護・利活用についての実質的な第1回の会合になりますので、まず、データ関係の取り組みについて、各省庁で進めている取組をプレゼンテーションしていただきたいと思います。

その後、事務局のほうからデータ関係における知的財産の在り方について、どのように考えていくのかということについて議論する上でのたたき台をまとめていただいておりますので、そちらの説明をお願いしたいと思います。

これらを一通り説明していただいた後に、皆様から御意見をいただくという進め方にさせていただきます。

それでは、早速、各省庁にプレゼンテーションをお願いしたいと思います。本日は、内閣官房、総務省及び経済産業省の4名の方にプレゼンテーションをお願いしております。説明者の方々におかれましては、時間も限られておりますので、それぞれ10分以内での御説明をよろしくお願いいたします。

それでは、最初、内閣官房IT総合戦略室の山路参事官からプレゼンテーションをお願いいたします。

○山路内閣官房IT総合戦略室参事官 内閣官房IT室の山路でございます。よろしくお願いいたします。

資料4でございます。題名に書かれてありますように「AI、IoT時代におけるデータ活用WGにおける検討状況」ということで、こちらのWGにつきましては、今回、御出席いただいております根本様、林先生、森先生にも御参加いただいているワーキンググループで、現在、検討中の状況を御報告するというもので、今年度末までに中間的な取りまとめをまとめるべく、今、論点等の整理を行っているところでございます。そういったところであることを御理解いただけると幸いです。

まず、資料の3ページ目でございます。ブロードバンドネットワークであるとか、スマートフォン、IoT機器といったものが普及していく。また、AIが進化していくということで、多様なデータを効率的かつ包括的に収集・共有・分析・活用できるインフラ・技術環境が実現したと認識しております。

4ページ目でございます。制度的な動きといたしましても、一昨年の個人情報保護法改正によって、匿名加工情報に関する規定が整備されて、匿名加工されたデータを利活用するという環境が整いつつございます。

また、昨年12月14日に公布・施行された官民データ活用推進基本法の中で、多様な主体が個人に関する官民データを個人の関与の下で適正に活用できるようにするための基盤の整備ということが盛り込まれるなど、データの適正かつ効率的な活用に向けた機運が制度的にも高まってきていると考えております。

5ページ目でございます。データ流通環境整備の必要性ということで、ワーキンググループにおきましては、データを基本的に3つに分類してございまして、個人情報を含む、いわゆるパーソナルデータといったもの、そういったデータを匿名加工したもの、また、個

人にかかわらないIoTデータといった3つのデータ類型について、それぞれをしっかりと流通させて活用していくことが重要じゃないか。こういったものを流通・活用していくことで、社会全体にも便益が還元されますし、個人にも便益が還元されると考えております。

この図の右側にあるのが、観光とか金融、交通、ヘルスケアといった分野で、個人に直接もたらされる便益、また社会全体にもたらされる便益と想定されるものを整理しております。

ただ、特に個人情報を含むパーソナルデータにつきましては、まだ十分な活用ができていないのではないかとということで、我々、その辺を重点にして検討を進めております。具体的な課題というものを6ページ目に整理しております。

まず、国民・消費者から見ると、自らのデータが誰に、どのような形で共有・活用されているかというのを把握・制御できていないということで、不安を抱えているのではないかと。

また、データを活用することで、どういう便益が社会もしくは自分に返ってくるかということを理解できていないために、活用されることに不安を感じているのではないかと。

もしくは、データがいろいろな事業者いろいろな形で互換性がないままに管理・保存されているために、本人が自分でデータを集めてディープデータとして名寄せして、長期にわたるデータを活用しようと思っても、そういうことがなかなかできにくい。それができると、安全・安心かつ高度なパーソナライズド・サービスというものができるとは思えないかということを考えております。

下に※印で書いておりますけれども、例えば信頼に足る医師がデータの活用の便益というものをしっかりと説明することで、患者がそういったデータを使ってくださいと積極的に提供を申し出ることもあるのではないかと考えております。

右は、事業者側の視点でございます。

左側に書いてあるような国民・消費者が抱く漠然とした不安とかレピュテーションリスクを勘案して、大多数の事業者は、企業や業界を超えたデータの流通・活用というものをちゅうちょし、単一事業者でデータを囲い込む状況にあるのではないかと認識しております。

一部事業者は、個人情報を適切に保護しつつ、データの活用に取り組んでいると思えますけれども、業者や企業を超えた活用が現在は十分に進展しているとは言い難い状況だと考えております。

多様な事業者が保有するデータの円滑な利活用を実現する上では、データ互換性の確保、API開放、データポータビリティの実現等が課題になっているという認識でございます。

セキュリティは、当然、個人情報にかかわるようなものを扱うということで、現在のいろいろなものが接続される社会においては、全体としてしっかりとセキュリティを確保することが重要になってきているという認識でございます。

7ページに移りまして、この検討いただいているワーキンググループで目指す方向とい

うものを、こちらで整理しております。

先ほど申し上げた官民データ活用推進基本法でもありましたように、データの活用を推進するためには、個人の関与のもとでデータを活用する、流通する仕組みが必要じゃないかということで、技術面・事業面・制度面でこういった課題を挙げて、現在、検討を進めております。

8ページ目に移らせていただきます。

現状ということでございますけれども、個人の関与のもとで流通・活用する仕組みとして、我々、PDS、情報銀行、データ取引市場、次のページ以降で説明しますが、そういった仕組みが有効ではないかと考えておりますが、そういった取組については、まだ構想段階だったり、実証段階という形で、まだ本格的な取組は今後じゃないかと認識しております。そういった現状を踏まえますと、現時点で確固としたルールを策定する、拘束力があるようなルールを定めることは時期尚早ではないかという認識でございます。

一方で、今後、ビジネスが発展していったって、国民・消費者の理解や信頼を得ていくためには、横断的かつ基本的な課題であるとか推奨されるルールといったことを示していくことが重要じゃないかと考えていまして、それを受けて、さまざまな実証実験等が行われ、マルチステークホルダープロセスで検討が進んでいくことで、いろいろな進展が進むと考えておりまして、そういった進展状況を踏まえて、必要な支援策・制度整備や見直しということを我々としては検討していくことが必要じゃないかと考えております。

9ページ目以降が、我々が考えているPDS、情報銀行、データ取引市場というものはどういうものであるかというのを説明したものでございます。こちらは、現時点において定義したものでして、今後も柔軟に見直していくことが必要ではないかと考えております。

具体的な図を描いておりますので、11ページをごらんください。PDSというものですけれども、上の箱にありますように、個人が自らのデータを蓄積・管理するための仕組みであって、第三者への提供に係る制御機能を有するものとしております。形態としては、左にあるような、個人が自ら保有するスマートフォン等の端末でデータを蓄積・管理する分散型といったものや、事業者が提供するクラウドサーバー等でデータを蓄積・管理する集中型があると考えております。

例えば、左側にあるような事業者Aというところと携帯電話の契約をしてあって、そういった携帯電話事業者は、個人の位置情報とか、さまざまな行動履歴みたいなものを把握できることになっておりますが、そういったデータを一旦、個人のもとに返していただく。パーソナルデータストアに返していただいて、個人がそのデータを右側にあるようなデータを使いたいといった事業者に提供して、そこからさまざまな便益を享受するというものをイメージしております。

10ページでございますが、先ほど申し上げたPDSというものが、本人自らが誰に提供するか、どう活用するかを判断するのに対して、こちらは情報銀行といった他の主体にそういった判断を委ねるというものでございまして、一定の条件、例えばこういう目的のために

利用する場合であるとか、こういったベネフィットを返してくれるのであれば、自分は他の事業者に情報を提供していいといったことを、事前に情報銀行に対して示し、その情報銀行が本人にかわって妥当性を判断した上で、他の事業者にデータを提供する。そのデータの提供・活用に関するベネフィット、便益というものは、データを利活用した事業者から本人に還元されるということをイメージしております。

12ページ目でございますが、こちらはデータ取引市場のイメージということで、本人もしくは情報銀行等、もしくは事業者が持っているデータというものを活用したい事業者との間で仲介し、売買等を成立させるというものを想定しております。

資料、飛びまして、14ページにユースケースということで、ヘルスケアの分野を取り上げております。先ほど申し上げたように、国民・消費者の皆さんがデータの活用による便益というものをまだ理解できていない。だから、データの流通・活用が進んでいない面があると考えておまして、データの流通・活用による具体的な便益を示すことが重要であるということで、このようなユースケースを我々としてつくっております。

例えば、病院、診療所、薬局、保険者等が有している、本人に関する健診情報、診療情報、投薬・処方情報といったものを、本人が制御するPDSに預けて、それを他の病院に提供したりすることによって、重複検査・投薬の抑制とか医療費の適正化が実現されると考えております。

この会議にかかわる論点だけを説明させていただきますけれども、15ページ目の論点2をごらんください。先ほど申し上げたようなデータの標準化、互換性の確保、APIの公開、もしくはデータの所有・利用等に関する権利の整理というものが重要じゃないかと考えておまして、現在、ワーキンググループにおきましては、農業分野でデータの標準化を進めたり、データの利用に関する権利とか義務に関する利用規約といったものを定めております。

IT室が関係省庁と連携しながらつくっておりますけれども、そういった標準化であったり、所有や利用に関する義務や権利といったものを定めた利用規約といったものを参考に、データの流通・活用を推進していく必要があるのではないかとということが、現時点での検討状況でございます。

ということで、駆け足ではございましたけれども、ワーキンググループにおける検討状況を御紹介させていただきました。ありがとうございました。

○渡部委員長 ありがとうございました。

次に、総務省の小笠原情報通信政策課長からプレゼンテーション、同じように10分以内でお願いいたします。

○小笠原総務省情報通信政策課長 総務省の小笠原と申します。よろしくお願ひ申し上げます。右肩、資料5、総務省の取組についてでございますが、誠に恐縮でございますが、本件につきまして、1月27日に情報通信審議会総会が開催されまして、中間答申をその場で公表することになっております。今なお、それについて審議会の委員の先生方は御議論中でございますので、本日はその答申において方向性をお示しすることを願ひしております論点について、簡単に御紹介させていただきます。

右肩にページが振ってございます。5ページをお開きいただければと思います。ここに、去年の6月、成長戦略で、言ってみれば私ども総務省審議会に対しての宿題という形でお示しいただいたと理解しているところ、主にこういった点について27日に答申をいただこうと願ひしているわけでございますが、主に2から5について審議を願ひし、御議論いただいているところでございます。

2. データ利活用促進モデルでございます。今、IT室からも御提示がございました、3つ丸があるうちの一番下でございますが、データ利活用における個人の関与の仕組み、健全な取引市場のあり方、個人自らがデータを信頼できる者に託して活用する仕組みについて、技術面・制度面から本年度末までにとりまとめます。これについては、総務省もIT室さんの検討会に参加させていただき、またその場での議論で、ここにどういった貢献ができるか、あるいはどういった考え方が貢献できるかということについて、いろいろと御指示も賜っております。

総務省といたしましても、これに関する実証実験を幾つか行っておりますが、こういった個人が関与して、信頼できるものに託し、個人や社会のために活用する、実際にそういった取組を実証実験として進めてみまして、そこから抽出される課題、あるいはそれをどういうふうに解決するかということの御意見、こういったことをIT室の検討会のほうに入力させていただき、本年度末までの結論として、総務省としても貢献していきたいと思っております。

ただ、その後もこの御議論が続きますので、情報通信審議会の方でもさらにこういったことを継続的に見て、あるいは実証していく必要があるかということについては、提言をいただくようお願いしているところでございます。

それから、前後いたしまして、データ利活用の真ん中の丸のところでございます。今の個人の関与の仕組み、信頼できる者に託すという制度についてどう考えるかということでございますが、そういったことに加えまして、個別にルール整備が必要となるIoTにかかわる分野ということがございます。IoT最大の特徴は、様々かつ、今までは想定されていない機器からも、データを継続的・安定的に収集することが可能になります。収集した以上は、その情報が利活用できないと意味がないわけですが、そういったことを想定していない現行のルール・制度が色々ございます。

そういったことについて、具体的なデータ利活用プロジェクトを行いまして、そこからどのようなルールを考えていかなければならないかということ、これについても幾つか分

野を特定して、御提言あるいは今後の方向性ということをお示しいただけないかということにしております。

それから、その具体的な分野につきましては、すぐ上の1番目の丸でございますが、通信・放送といった分野に加えまして、農業・医療・都市／住まいといった分野について、IoTということを進めていったときの具体的なルールの在り方の検討を進めているところでございます。

それから、3. ネットワーク投資の促進、それから人材育成・資格制度といったところでございます。すぐ右の一番上の丸に、固定ネットワークの高度化のためのソフトウェア・仮想化技術の活用ということが書いてございます。IoTと言われますが、インターネット・オブ・シングスということで、当然ながらインターネットが安定的・継続的に運用されるということ、皆さんも当然の前提とされているということでございます。つまり、色々なシングスがインターネットに接続されたとき、そのネットワークは当然に安定的・継続的に機能しているであろうといったことを前提としての議論が進んでいるわけでございます。

ただ、現実にも目を転じてみますと、このネットワークといったところも、皆様からのこういった高い期待に応えられるかどうかということについては、考えていかなければいけないところがございます。というのは、データが流通する場合、今、IoTの中では、数キロバイトあるいは数バイトのセンサから発せられるような非常に小さいデータから、それこそ4K、8K、ギガバイトといった非常に巨大なデータまで、こういったものが同じネットワークの中に混在いたしまして、特に企業ユーザーさんからの御要請として、頻りにネットワークの構成の変化の御要望が強まっております。

今、この状態を続けますと、IoTといったことでユーザーさんから期待されている機能を果たし続けられるかどうか、常に何をつないでも安定的に通信が行えるかどうか。そういったことについては、考えなければいけない事態になっております。しかも、昨今の特徴として、ハードウェアを変更するというより、ハードウェアについても非常に価格も下がり機能も上がってきておりますので、その上にソフトウェアを乗せて、それによって容量とか経路を整備していくことが求められます。

そのためには、今までの人材とは全く異なる知識と技能が必要になります。そういった人材が通信事業者等々に蓄積されて初めて、IoTで期待されるネットワーク運用・管理もできるということになるわけでございますが、そういった人材について、今、必ずしも各事業者にて十分に蓄積が進んでいるとは言えない状況でございます。そういったことを取り扱える人材について、これから本格的に育成する道を考えていかなければいけないのではないか、それが上から3つ目ネットワークの運用・管理に求められるスキルの明確化、それから認定の在り方について検討を行うということになっております。

当然ながら、その裾野を広げる意味で、初等中等教育におけるプログラミング教育について、文部科学省さん、経済産業省さん、ともに考えていかなければいけないということ

ですし、それから総務省固有の話としては、上から2番目の5Gという、DVD並みのデータを極めて短時間でダウンロードできてしまう、そういったネットワークを2020年ごろのサービスを念頭に、今、準備を進めているところでございます。そういった取組も並行して進めていかなければならないということも考えておりますが、そういった項目についての具体的な取組のアクションプランについても、審議をお願いしておるところでございます。

最後に、国際展開でございますが、昨年7月、G7の情報通信大臣会合で共同宣言の取りまとめが行われ、AIに関する倫理上の原則とか、セキュリティ・プライバシーの確保ですとか、幾つか大枠について合意ができていたところがございます。そういったところにつきまして、引き続き、また今年も情報通信大臣会合が開かれる予定でございますので、そこに向けた準備を進めていきます。また、すぐ下のところに国際標準化等を推進すると書いてございますが、IoT時代の国際標準化についてです。今までのITUというデジュール、つまり政府機関がメンバーとなっているような標準機関だけではなくて、まさにインターネットの規格を事実上決めていると考えられるIETFとかW3Cといった民間を主体とした団体に対して、どのように日本の企業のプレゼンスを高めていくか。そういったことについても具体的な道筋をつけていく必要があるのではないかと考えております。

駆け足でございますが、こういった論点について、今、検討しているということのとりあえずの状況の御報告でございます。以上でございます。

○渡部委員長 ありがとうございます。

続きまして、経済産業省佐野情報経済課長からプレゼンテーションをお願いいたします。

○佐野経済産業省情報経済課長 経済産業省の佐野でございます。弊省では、産業構造審議会情報経済小委員会の下に、分散戦略ワーキンググループを創設し、そのWGの中間取りまとめを昨年11月に行いました。私からは、中間とりまとめの中身等について御紹介させていただければと思っております。

1ページ目を開いていただきますと、分散戦略WGの趣旨が書いてございます。問題意識としましては、現行の集中型IoTシステムの構造自体が今後変化していくのではないかとことございまして、次の2ページ目を見ていただきますと、データの容量が非常に大きくなってくことや、リアルタイムレスポンスの問題、セキュリティの問題、プライバシーの問題、データ寡占化によるロックインへの懸念が高まってきている、等の課題が中期的に大きくなってきて、今のIoTシステムは変わらざるを得ないのではないかという見方に立ってまとめたところでございます。

次の3ページ目、そういった状況を一言で申し上げますと、データの所在も含めて分散型の構造に移行していくのではないかとことございまして、中間とりまとめでは、中期的なビジョンをまとめたところでございまして、詳細は省略させていただきますが、大きく4つに整理させていただきました。1つは、エッジヘビーコンピューティングやフォグコンピューティング等、いろいろ言い方がありますが、単一のクラウドに集約す

るというタイプのものだけではなくて、さまざまなレイヤーでデータが分散されて最適に処理される仕組みというのが、できてくるのではないかということ。

それから、右上のほうでございますけれども、ブロックチェーン技術によって、これもデータの所在が分散型になって、なおかつ信頼性を担保するシステム自体もある種分散型ということになってくるのではないかということ。

それから、本日の御説明の中身ということになりますけれども、左下でございます、パーソナルデータの領域においては、従来の集中型のデータ流通構造に加え、個人を起点とした新しいデータ流通構造ができてくるのではないかということで、キーワードとしてパーソナルデータストア（PDS）と記載してございます。

それから、右下でございますけれども、シェアリングエコノミーの流れによって、分散型のリソース活用が拡大していくということ。

真ん中でございますけれども、こういうことが相まって、将来のIoTシステムとしては、分散されたデータがさまざまなところにあって、それが必要に応じて瞬時に協調してデータを中心に動いていく世界、これをデータセントリック社会と言っておりますけれども、こういった構造に移行していくのではないか。こういう構造に移行していくことを見通しながら、政策を進めていく必要があるのではないかと考えてございます。

本日御紹介するのは、左下の方のハイブリッドなデータ流通システムということでございます。

5ページをご覧ください。データ流通の現状についてまとめてございます。これは再三説明があったと思っておりますけれども、事業者間でデータを融通するような仕組みになかなかないということをもとめてございます。その原因としてはいろいろございますけれども、プライバシーの問題で萎縮していることや、事業者自身がデータを囲い込む傾向がございまして、それをどう解きほぐしていくかというのが大きな課題だと思っております。

そういうことで、6ページでございましてけれども、これはIT室と総務省さんのほうから既に説明があったので、詳細な説明は省きますけれども、個人を起点とした新しいデータ流通構造をつくり直していくことで、閉塞感を打破できるのではないかとございまして。そのためのキーワードとして、データを移しかえることができるという意味でのデータポータビリティ。それから、個人が自ら自分のデータを管理するという意味でPDS。それから、そのPDSのデータを預かって、代理的にエージェントとして処理していく機関としての情報銀行。それから、そういったデータを持ち寄って取引されるデータ流通市場というものが今後の大きな課題と思っております。そのための取組を進めていく必要があると思っておりますが、これはIT室さんが先ほど説明されたので、7ページ、8ページの説明は省略させていただきます。

9ページをご覧くださいますと、経済産業省としては、ルール整備と並行し、実際に具体的なプロジェクトを進めていき、見える化をしていくことが重要だと思っております。その事例として、電子レシートの例がございましてけれども、個人からの電子レシートを集約

し、それをサービスと組み合わせて、個人がコントロールしながら第三者に提供するような取組等を進めております。そのほかの様々な実証プロジェクトの中でも、このPDSの仕組みを埋め込んでいって、具体的に世の中を動かしていこうと取り組んでいるところでございます。

10ページをご覧ください。データ流通市場ということですが、既にいろいろな民間事業者、データ流通をやろうとしている、あるいは既にやっている事業者が出てきておりまして、こういったデータ流通市場の取組を支援していく予定でございます。

例えば、それぞれのデータ流通事業者間を連携するような仕組みが必要でないかと思っております。現在、その連携の仕組みを検討しているところでございます。

それから、12ページをご覧くださいますと、データオーナーシップについてというページがございます。これも分散戦略ワーキングの中で議論したところでございますが、B2B間のデータのやりとりの中で、どのデータについて、誰に利用する権限があるかというのが必ずしも明確でないという事例がございまして、それをデータオーナーシップと言っているわけでありまして、こういったデータの利活用権限を明確化していくことが必要ではないかということでございます。

13ページを見ていただきますと、いろいろ議論がございましたけれども、基本的には契約の中でいかに明確化をしていくかということがポイントだと思っております。説明を省きますが、14ページ、15ページ、16ページ、と色々な論点がございまして、18ページに飛んでいただきますと、事業者間の契約の中で、いかに公平にデータ創出に対する当事者の寄与度を勘案しながら、データ利活用権限について公平に取り決められていくべきかだと思っております。そのために事業者間のデータに関する契約のガイドラインというものを策定しようということを考えてございます。

22ページまで飛んでいただきますと、そういう中で具体的にユースケースが重要だろうと思っております。例えばということで、この工作機械の稼働データに関するユースケースですとか、次の23ページ、自動車の走行データに関するオーナーシップの問題。

それから、24ページのビルシステムのデータに関する問題、いろいろな問題がございまして、こういったユースケースを明確にしながら、当事者間の契約のガイドライン、ひな形というものを今後、定めていきたいと思っております。

最後に足元の取組ということで、先ほど総務省さんのほうからも紹介があったと思っておりますけれども、データ流通促進ワーキンググループの取組について簡単に紹介させていただければと思います。これは、経産省と総務省が協力しまして、IoT推進コンソーシアムの下にデータ流通促進ワーキンググループというものを昨年1月に設置しまして、月1のペースで開催しております。ここでは、個別具体的な相談を受けまして、有識者から、そうした個別のユースケースに対するアドバイスをしているということでございます。

その中で、いろいろなデータに関する相談が寄せられてきておりますけれども、こういったユースケースを積み重ねながら、判例的に今後、取りまとめて公表することで、事業

者の方々の参考になるようにしたいと思っております。

そういった中で、共通の課題に対しても、こういうルール整備が必要だと思っております。その一つとして、次の27ページになりますけれども、カメラ画像。店舗内とか屋外に設置したカメラを使って、ディープラーニング等を使って、モーション分析とか動線分析等をするというビジネスが徐々に出てきておりますけれども、こういったカメラ画像を産業界が利活用しやすい形にするようにルール整備を行っているところでございます。今、パブリックコメントを終わりました。最終の取りまとめで、今月中ぐらいにこのガイドブックを公表するべく調整しているところでございます。

こういったことで、中期的な制度整備と、具体的にプロジェクトを動かしていくということと、個別に悩んでいるいろいろなデータの案件について、ユースケースベースで解決しながら、必要となる共通の課題については、こういった形で官民のルール形成を進めていきたいと思っております。

私からの説明は以上です。

○渡部委員長 ありがとうございました。

次に、経済産業省諸永知的財産政策室長からプレゼンテーションをお願いいたします。

次に、経済産業省諸永知的財産政策室長からプレゼンテーションをお願いいたします。

○諸永経済産業省知的財産政策室長 知財室長の諸永でございます。

今、各府省のほうから御紹介いただきましたけれども、個人情報はどう匿名加工していくか、そして、個人が関わる形でどうデータを流通させていくか、さらに、企業間においても出てくるデータを、どうやって仕組みをつくって流通させるかというお話について、我々のほうでは、例えば個人情報であれば、匿名加工したデータベースを誰かに渡したとき、そのデータベースは著作権か、著作物かということや、汗水垂らして企業の方々が作成したデータベースを流通させたときに、その流通するもの自体は何かで保護されるのかというところに着目しながら、ルールの検討を行っています。

我々は、12月より産業構造審議会の中に「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」、これは過去も営業秘密ということで検討し、第5回までを一昨年までやっていたところ、第6回を昨年末に開催いたしました。そこでの検討状況などについて、本日、御説明させていただきますと思います。資料7でございます。

1ページ目、目次をつけておりますが、データ利活用を進めていく中で、データベース自身もしくはデータ等の保護の在り方の検討を、本日、御紹介させていただきますけれども、その他、例えば不正競争防止法の中で、暗号化したものを解除していくような無効化といったところも、保護対象の強化ということで検討しています。

あと、これは民事訴訟においてであるのですが、営業秘密がとられてしまった後、その使用に関しては、昨年1月1日から施行された法律で、営業秘密を盗んで物をつくるというところは、推定を働かせて、それは使ったものとみなすという規定がございます。

その辺に、例えば分析技術、AIによる分析というところなどは、「その他政令」と言っている部分で定めていくことができるかどうかを検討しております。本日は、このデータベースの保護に関して説明させていただきます。

3 ページ目、4 ページ目をご覧くださいと思いますが、これは先ほど佐野課長から紹介したように、企業が抱え込んでいるデータをどんどんつなげていくということに関し、ただ、つなげていく上では、それが外に出たときにどう保護されるのかというところが、曖昧、もしくは予見可能性がまだまだ低いというところで、どうしても躊躇してしまう、慎重にならざるを得ないところです。ここに対して、こういう保護がありますよ、という予見可能性を高めてデータ流通を促進していきたいと思っております。

そして、6 ページ以降でございますが、様々なユースケース、これは我々のほうで企業にヒアリングやアンケートなどを行ったりしているところでございますけれども、例えば6 ページ目は、工場に産業機械を納めて、そこでデータがとれていくというところ。青い矢印が①、②の間でありますけれども、機械を納入して、普通であれば機械の工場のほうがデータを分析して、自分で効率を上げていく。ただ、納入した工作機械メーカーのほうがデータなどもとっているということであれば、更なるメンテナンスや、壊れる前にお伺いしますよとか、使い方はこんなところがいいですよというコンサルがどんどん進んでいると伺っています。

そして、ここによく誤解があるのですけれども、データの取扱いに関しては、先ほど佐野課長からも、契約に基づいて企業間においてデータを渡していますという説明があったところ、我々も多分そうだとヒアリングでも認識しています。そこは、我々の不正競争防止法の中の営業秘密というところだと、工場の中のデータも契約に基づいて渡しているものは、当然、営業秘密で守られますので、青い矢印のところは契約に基づいて営業秘密をしっかり守ってくださいというところだと認識しています。

ただ、いろいろな中小企業の方も含めてお話ししていると、他者に渡すときも営業秘密なのですねという、我々の普及活動が足りないところもあって、まだまだ認識に至っていないところもございますので、そんなところも含めて、企業において、第三者に渡すときも契約をしていけば営業秘密なのですよというところを、1 つ目のメッセージとして出しているところでございます。

ただ、この工場の外のデータの緑の部分で、複数社から集めてきたデータについて、企業の営業秘密が含まれない形でデータベースにして、センサ提供者のほうがビジネスとしてデータを提供していく。ここは、先ほどの匿名加工した個人情報ではありませんけれども、そういうデータベースをつくった後はどうやって保護されるのか。この辺を新たな問題として考えています。

そして、8 ページ目が、同様なケースを鉱山機械や農業機械の事例でございます。10 ページ目の店舗とかビルになってきますと、同意とか契約の主体がふえますよということを事例で示しております。さらに、12 ページ目は大型トラックの事例です。これに関しては、

国交省の法律において、デジタルでなくてもいいのですけれども、運行情報をとるメーターの設置の義務づけがなされておりますので、むしろそれを活用し、自分の運送会社のトラックの運行の「見える化」を、自社のみならず、センサ提供者へ委託することも考えられます。

その「見える化」しているところにデータがたまっていますので、たまってきた情報をビッグデータとして活用し、第三者に提供していくことが既に進んでいます。その情報が、著作物に該当しないと言われてしまうと、では何かということも今後増えていくと考えられ、現在議論しているところでございます。

そして、14ページ目は自動走行などを念頭に、これは車の例ですけれども、車にどんどんAIが入っていくということにおいても、多分、車が最初に売られたときに入っているAIから、車側がデータを取得して、常に新たなデータが入ってくることで、車自身は買い換えなくても、AIの部分が変わっていく。ソフトウェアのアップデートの時にどんどん進んでいくと伺っており、同じことが産業機械とか、スマートフォンなどでも既にそうなっています。

そんなところで、AI自身がソフトウェアアップデートという形でどんどん進化していくということの取扱いなども、この契約のとり方、タイミングといったところも複雑になってきます。データも、AIの部分の端末で処理する場合と、データベースの本体のデータセンターまで飛ぶ場合があるというところで、場合分けをしながら進めています。

こんな事例をもとに我々は検討を進めているところではあるのですけれども、17ページ目まで飛んでいただきまして、現行法の整理ではどうなっているかということで、特許法、著作権法、そして不正競争防止法の営業秘密、そして民法の不法行為を比較しながら進めています。これは、特許法、著作権法や営業秘密であれば、民事・刑事がございませけれども、民法は当然民法だけなのですが、民法の部分を見ても損害賠償請求しかありません。実際の判例などを見ていると、訴えているタイミングでは、差止請求も行いながらやっているという部分の差があるのかなと、比較しています。

そして、18ページ目、19ページ目でございますけれども、現行のデータベースについて海外と比較しますと、当然、トレードシークレット、不正競争防止法の営業秘密といった守り方とともに、著作権法であるとかデータベースの保護指令という、データベース権に近いようなところでやっている国もあります。

ここの部分で我々も参考にしているところは、赤字で書いています創作性の必要の有無は、国によってちょっとずつ違います。例えば韓国だと、データベースに関しては創作性を要求しない。そして、一番下の保護期間も、著作物の中でも、データベースに関しては、例えばヨーロッパのデータベースでは15年とか、韓国の著作権法であれば5年と、データが新しいうちは価値が高いということで、鮮度も意識している。

そんなところで、課題としては、特許法、著作権法、不正競争防止法、民法において、現行で企業の方々がやりとりされているものの中で、現行法の保護が必ずしも明確でない

ような部分、でも、その部分が企業における競争力の源泉になっているようなところに対しての検討を進めています。

そして、20ページ目は、ではどうしていこうといったところで検討している項目でございます。

まず、保護したいと思っているデータ、保護する価値があるようなデータは何なのかというところのニーズなどを引きながら、それは現行法で対応していく。営業秘密をかつちりと契約で守秘義務をかけるというものなのか、もしくは、確かに第三者に開示しているし、不明確さもありませんというものなのか、まず何を対象とするかの議論から始めまして、それに対して、保護であるとかエンフォースメントを含めた措置の検討をしています。

そして、それが例えばデータベースのサーバ自身を国内じゃなくて海外に持っているということもありますので、他国との比較もしております。そして、そのときの検討で、適用除外とか保護期間を設けるべきかといった検討も進めております。

そして、著作権法の並びも見ながら進めていますけれども、22ページ目、23ページ目は、データが仮にとられたときを考えると、自分のものであるといった、著作権法にある権利管理情報に準ずるような、トレーサビリティを担保するようなものがデータベースとしては必要なのか、さらに、それを不正に外すような行為も禁止行為として考えなくては行けないのか。こんな検討も、技術的などころの調査もしながら進めているところでございます。

最後に、24ページ目以降は、判例などを見ながら、こういうものは保護対象として難しいかどうかという検討の材料を示しております。24ページ目の下半分でございますような、車のデータベースは、著作権では認められなかったけれども、民法不法行為で認められた。こんなところが我々の念頭に置くところに近いのかなと思います。

一方で、26ページ目の最後に書かせていただきましたけれども、北朝鮮映画事件について、知財事務局からこの後の御紹介にもありますけれども、特段の事情が無い限り不法行為を構成しないと判例が示されている。この判例以降、民法不法行為で知財関係の訴訟が起こっていないということがございますので、こんなところを見ながら進めているところでございます。

最後に、次のページに別紙1と設けておりますけれども、調査実態で、企業2,000社程にアンケートをお送りし、回答いただいたところを中心に個別にヒアリングなどを行いながら実態把握をしつつ、さらなる検討を進めているところでございます。

私からは以上でございます。

○渡部委員長 ありがとうございます。

それでは、最後に事務局から説明していただければと思います。

○福田参事官 それでは、事務局のほうから、資料1から3に基づいて御説明さしあげたいと思います。ちょっと時間も押しておりますので、できるだけ簡潔に申し上げます。

資料1については、検討スケジュールと主な議題ということで、大きく変わっておりま

せんで、特に第8回、念のため予備日を設けさせていただいております。

資料2に行ってください。資料2につきましては、データに関する、第1回を初めといたしまして、これまで御意見いただいた内容について重立ったところをピックアップさせていただいております。簡単に御紹介いたします。

まず、検討対象につきましては、議論の対象であるデータが何であるのかをはっきりすべきという話。それから、データのサイズは非常に大きくなってきておりまして、それを一部切り出して渡すということよりも、許諾して使うという時代になってきているという利用実態のお話などがございました。

それから、検討の方向性に関する主な意見といたしましては、大括りで言えば、我が国のデータを使って産業力の原点としていくという上で、データをいかに利活用していくかということが検討の起点となるでしょう。その上で、国民感情とか社会意識の醸成といったところも含めて、視野に入れて議論すべきということ。それから、総務省さんなどで行われている議論とも連携していくべきというお話がございました。

それから、検討課題に関する主な意見ということで、データについては、先ほど諸永室長から分析がございましたけれども、現行の法律で守れるのかという話があって、安心感がないとデータが出せないという声もございます。

それから、利活用を促進するために、権利を与えたほうがいいのかどうかということも議論すべきだというお話がございました。

それから、データを持つ企業とAIアルゴリズムを提供する企業が異なっていて、複数の者が共同研究することになりますけれども、この契約に非常に時間がかかって、なかなか進まない。営業秘密の秘密管理性などを、今の産業の実態に合わせて検討すべきという御意見もございました。

それから、裏に行ってくださいまして、こちらは制度の話というよりも、契約というお話がこれまで関係省庁からのプレゼンにもございましたけれども、契約による保護について、質の高いデータセットの確保が競争優位性を左右するという状況にあって、データを取得する段階の寄与度に応じた配分を契約で明記するということが必要ではないか。

それから、契約の中においてデータシップの在り方を実現していく、契約の高度化をしていくことが必要であって、これを国として支援していくことが必要ではないかという御意見。

最後、真ん中に戻って、競争法の観点というのも必要ではないかという御意見がございました。

こうした御意見を踏まえまして、事務局のほうで整理させていただいた紙が資料3でございます。論点となるところを整理してあります。

まず、1. 前提でございますけれども、要するに、技術の進展と環境の変化などによりまして、膨大なデータ、ビッグデータを効率的に収集・共有・分析・活用できるという環境が実現されつつある。また、官民データ活用推進基本法とか改正個人情報保護法などに

よりまして、個人情報を含むデータ利活用に関する一定の法的な基盤が整備されつつあるのではないかと。

このように、データの利活用のための環境が整いつつあるわけございまして、産業競争力強化に資する新サービスの創出が期待されているところではございますが、データを活用したビジネスモデルが十分に確立されていないこととか、不正利用された場合の対応に関する懸念などを背景といたしまして、必ずしも十分な利活用がなされているとは言えない状況であるという御指摘をいただいております。

そこで、本検討委員会におきましては、改正個人情報保護法などの環境整備、あるいはデータ利活用の促進の必要性といったものについては所与のものとした上で、データに関する知的財産制度上の在り方について検討していただきたいと考えてございます。

2. 検討の対象。基本的な考え方といたしましては、データに関して、現行の知的財産制度上、大きく分けて知的財産として保護されているものと、それ以外のものに分類されるということでございますけれども、本検討会では、産業競争力強化の観点から、利活用の促進が期待されているものの、必ずしも保護の範囲が明確でないものについて中心に御検討いただきたい。

その際、データベースの著作物のように、データの集合のさせ方、すなわち情報の選択とか体系的な構成に着目するのではなくて、データの集合も含め、データそのものの価値について焦点を当てて検討を行うことにしてはどうかと考えてございます。

裏に行ってくださいまして、それでは具体的な検討対象は何かということでございますけれども、著作権、特許権などの既存の知的財産権の保護の対象とされていないデータ及びその集合であって、IoTセンサ等々を使ってデータを取得していく上で、一定の投資や労力を投じることが必要な価値のあるデータとするということではいかかということでございます。

以下に参考として現行法上の整理を掲げてございます。昨年度の次世代知財システム検討委員会での議論の経緯を踏まえまして、大きく2分して、データの集合のさせ方に着目したものと、それ以外のものと分けてございますけれども、先ほど申し上げましたように、後者のほうに着目して、データそのものの価値に着目したものについて御議論いただき、その中で、特に裏に行ってくださいまして、3ページ目、知的財産基本法の第3の категорияとして、知的財産の射程には入っておりますけれども、個別の知的財産法の保護の対象とはなっておりません、②-2 その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報というのをこの検討会の対象としてはどうかということでございます。

こうしたものの法的保護は、現状では一般法によるということになりますけれども、枠囲みの下のところに書いてございますように、最初のところ、契約法によって保護される可能性というのは当然あるわけでございますけれども、当然のことながら、契約の内容に左右されまして、それに加えて、当事者以外に及ぶものではないという限界がございます。

そして、2つ目のポツですけれども、不法行為による保護の可能性というものも当然ある

わけでございますけれども、先ほど諸永室長から若干御紹介がありました、下に書いてございます3つ目の判例、北朝鮮最高裁判決を受けまして、データが法律上保護される利益と認められるかどうか、不明確な状況にある。仮にこれが認められたとしても、損害賠償までになります。

裏へ行っていただきまして、4ページ目、③は、営業秘密の理解と同様に、事業活動に有用とはいえない情報、例えば公序良俗に反する内容の情報などについては、本検討委員会でも対象外としてはどうかということでございます。

3つ目に、こうした現行の知的財産制度があるわけですが、先ほど諸永室長から御説明があったこととも重なりますけれども、それぞれの課題について、重立ったところを挙げさせていただきます。

①、不正競争防止法のもとでの営業秘密に関する論点でございますけれども、共同利用の場合に十分な秘密保持契約をしていないといったようなケースにおいて、本来であれば価値があるデータですけれども、適切な秘密管理がなされていないということで、営業秘密としての保護を受けられない可能性があるという御指摘があります。他方で、逆に営業秘密としての保護を受けようとして、本来、オープンにして利活用を図るべきと考えられるものまでクローズにしようとする、データが取引されない、データが死蔵されてしまう可能性があるのではないかと。

②不法行為に関する論点といたしましては、一定の投資・労力を投じた価値あるデータであったとしても、先ほどの判例などもあって、民法上の不法行為として認められず、保護を受けられない可能性がございます。仮に保護が受けられたとしても、不法行為と認められなかったとしても、差止請求までは認められないということでもあります。

③民法に関する論点でございますけれども、契約の高度化といった御議論がありまして、契約を結んでいくことを進めていくのは当然のことだと思っておりますけれども、契約の主体間の力関係、認識不足あるいは裏付けとなる強制法などもないことによって、十分適切な契約内容が盛り込めないといった可能性がございます。

最後、こうした課題について検討していくに当たっての視点、(2)でございますけれども、データを収集する、データを集約して維持管理していくといったところに投資・労力を投じることが必要となるわけでございますけれども、この回収手段についてどう考えるかという観点。

あわせて、データというのは、死蔵されては価値を発揮し得ないわけでございますので、利活用されてこそ価値が出て、高めていくことができるわけでございます。これを利活用を進めていくにはどうしたらいいかということの観点がございます。

こうした課題・視点を受けて、事務局のほうで考え得るオプションについて列記させていただきます。

I 何らかの権利を付与するアプローチという形で、枠の中に掲げてございます。

1つ目、発明です。現行でもデータ構造まで発明の対象となるということでございます

けれども、この範囲を拡張するというアプローチ。

それから、B、著作物。データベースの著作物について、現行でも範囲となつてございますけれども、これを拡張するというアプローチ。

Cにつきましては、3つありますけれども、先ほどの欧州型のデータベースについては、欧州においてsui generis right、いわゆる特別の権利というものが設けられているということでございますので、これに倣って、特別の権利を設けるというアプローチがC1。

それから、標準品質特許を参考に念頭に置きながら掲げてございますのは、C2、義務付権利と書いてございますけれども、一定の条件でライセンスを受けようという意思のある者に対しては、差止請求権を制限するといった権利を与えるというアプローチ。

それから、C3といたしましては、報酬請求権と、現在ある文化庁の著作物に関する裁定制度などをセットいたしまして、差止請求権はないとする一方で、何らかの報酬を得る権利を与えるということで、最終的にデータの保有者がわからない、あるいはその料率について問題があったときに、最後に裁定という出口を設けているというアプローチでございます。

それから、II 行為規制のアプローチ。先ほど不正競争防止法の御説明がございましたけれども、例えば営業秘密のところ以外に、データ不正利用行為といった新しい不正競争行為類型を設けるというアプローチが2つ目でございます。

それから、3番目の民間の取組を支援するアプローチにおきましては、制度的なところに手をつけるのではなくて、先ほど総務省さんや経産省さんから御紹介があったような取組。

例えばE1では、情報銀行とかPDSとかデータ取引所というお話がございましたけれども、そうした枠組みの中での事実上のルールをつくっていくような取組を促していく。

それから、E2も先ほどの関係省庁から、利用規約とか契約ガイドラインというお話ございましたけれども、データの契約を結んでいく上での留意点をまとめていくアプローチ。

それから、E3につきましては、最初の総務省さんのお話にございましたけれども、物理的な占有を事実上の排他権と考えて、セキュリティを高めていくような取組を促していくといった幅のあるアプローチが1から3のようにあるのではないかとということで、事務局のほうからは特に色をつけずに、方向性を示さずに、ぜひ委員の皆様方に御意見を賜りまして、実態に合わせて検討していきたいと考えてございます。

よろしく願いいたします。

○渡部委員長 ありがとうございます。

では、ただいまから、お示しいただいた論点について、委員の皆様から御意見いただきたいと思っておりますけれども、上野委員が早く退席と伺っておりますが、もしよろしければ、今、御意見をいただけますでしょうか。

○上野委員 ご配慮いただき大変恐縮です。

今の事務局のまとめできれいに問題提起されておりますから、特に私から最初に何か申

し上げることはないのですが、データの保護に関しましては、先ほどもお話ありましたように、実態として、どれぐらい法的保護のニーズがあるのかということが大変重要なことかと思っております。とりわけ、現状では、知的財産権法上の保護になっていないものであっても、契約によって実務が動いているというお話もよく聞くところでございます。

もちろん、契約ですと、当事者間においては有効であっても、第三者効が基本的にないから問題ではないかということや、せっかく有用なデータが取引されずクローズドになってしまうのではないかということ、あるいは、いくら契約は自由だといっても、プラットフォームなどの立場が強いために、結局、妥当な利益分配とか条件設定が保障されないのではないかといったことが懸念されるところです。しかし、その反面、この会議でも議論されましたように、国際的な保護という観点からすれば、日本でしか有効でないような制度をつくるよりも、契約による対応のほうがいいという見方もあるかと思えますし、立法にはなじまないきめ細やかな条件設定というの、契約によるからこそ可能だという御指摘もあるように思います。

この会議ではさまざまな形で実務にかかわっていらっしゃる弁護士の先生ですとか、実際に実務をやっていらっしゃる方々が多数参加していらっしゃいますので、契約で対応するということによって、どこまでのことが可能で、どのような意味で不足があり得るのか、そのあたりの具体的なお話をお聞きできれば有効な議論になるのではないかと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○渡部委員長 ありがとうございました。

それでは、各委員から御意見をいただければと思います。

では、早速、戸田委員、お願いします。

○戸田委員 戸田でございます。第4次産業革命に関する審議会等、多くの検討がいろいろな省庁で行われており、政府の取組に感謝いたします。日立は、データを利活用した社会イノベーション事業に幅広く取り組んでおりまして、その活動の一端を御紹介させていただきたいと思っております。

データを利活用する際にステップが幾つかあると思っております。まず、収集・蓄積されたデータからデータをクレンジングとか、非構造化されたものを構造化するとか、そういう作業を行って抽出の作業を行うのが最初のステップになります。それから、分析・可視化するための作業を繰り返し行います。それを、モデル化できるものはモデル化して、最終的にナレッジなどの価値に結びつけていくというプロセスになります。

これらのプロセスというか、ステップは、試行錯誤、トライ・アンド・エラーの連続でありまして、ストレートにきれいな形で価値の創出まで辿りつくことは滅多にありません。言い方を変えると、データが有用かどうか、先ほど定義のところにございましたけれども、価値があるかどうかは、最初はほとんどわからないというケースも非常に多いのです。で

すから、先ほど政府のお取り組みの中にも紹介がございましたけれども、いわゆる実証条件、PoC、プルーフ・オブ・コンセプトといったプロセスを取り入れて、段階的に進めているというのが実態でございます。

契約に関しても、データから価値を創出するプロセスにおいて、1つの契約で全て事柄を取り決めるということはまずあり得ないと思います。契約も段階的に結んでいるというのが実態でございます。まず、NDAを結んで、少しデータをいただいて味見をしてみる。

それで、ある程度これで行けそうだということになると、PoC契約とか共同開発契約等を結ぶことになります。それぞれのエンティティが持っている知財をバックグラウンドIPという形で定義し、共同実験とかPoCで生まれるような知財をフォアグラウンドIPと称して、そのフォアグラウンドIPの帰属をどうするか、利用権をどうするかということを契約で決めていくわけです。

このような第4次産業革命、IoT、AI時代は、科学技術の進歩が早過ぎて、ルールとか規則が追いついていかないのではないかと考えます。ですから、先端のプレーヤーがリスクをとって、試行錯誤とかトライ・アンド・エラーを行いながら取り組んでいるということをご理解頂き、先端的な研究開発やビジネスを行っている者を見守って欲しいと思います。

逆に言うと、強い規制などがあると、なかなかうまく進めていくことが難しくなります。事務局ご提案の知的財産の保護手法でいうと、「何らかの権利を付与するアプローチ」というのは、好ましくないのではないかと思います。従いまして、契約等で対処していく「民間の取組を支援するアプローチ」が好ましいのではないかと考えています。

以上でございます。

○渡部委員長 ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。では、名札を立てておいていただきますと、御発言を。

そうしたら、まず木全委員。

○木全委員 三菱電機・木全でございます。

私どもも、例えばFA機器のリモートメンテナンスという形でデータを集めるようなこともやってございます。工場内のデータの話をしていただきますと、一律のデータがみんなあるわけではなくて、例えばどうやったらいい加工ができるか、あるいは早く加工ができるかということは、工場サイドのノウハウでございます。場合によっては、それがデータの形をしていて存在する場合がございますので、これはまさしく営業秘密でございますので、出てこないデータでございます。

あと、工場の生産ラインを稼働させるためにいろいろなセンサがついてございますけれども、そのデータ自身は工場主様の特性によって、扱いが結構変わってくると思います。実力のある方は、それを別にビッグデータに上げてもらわなくても、自分のところの工場の知見と合わさりさえすれば、十分なメリットが得られるという方もいらっしゃる、そ

この手間をいわゆる非競争領域として、協調領域に置くことで自分のところの手間を下げ、あるいはコストを下げるということをやりたいというニーズもございます。

そこがいろいろ変わりますので、それを一律に何かでかためてしまうというよりも、お客様のニーズによって閉じておく、秘密にしておく部分、あるいはここは自分のところのコストを下げるために公開して活用する部分というのが変わってきますので、細やかな契約で対応するというのが実態ではなかろうかと思えます。ですから、保護と利活用のバランスというのが非常に重要なのであって、そこは今、契約の高度化ということで対応するというのが実態じゃないかと思えます。

なので、私も先ほどの民間の取組を強化するアプローチというのは、非常に重要ではなかろうか。そういうところで、いわゆるデータを利用して自社のメリットにもし、社会のメリットにもしというコンセンサスも得られてくるのではないかと考える次第でございます。

○渡部委員長 ありがとうございます。

それでは、竹市さん。

○竹市様（飯田委員代理） ありがとうございます。トヨタの話をさせていただきたいと思えます。

トヨタ自動車も、最近はAI研究所をつくったり、「つながるクルマ」ということで、これからデータを扱っていろいろ事業を考えるということをやってきております。ただ、まだ確固たるビジネスモデルというものができているわけでもございませんし、いろいろなことを考えていかないといけない。そういう観点でいきますと、データは大事であるというのは間違いないことではありますが、余り最初から強い権利とか、がんじ絡めのような制度であると、ちょっと動きにくいかなということを考えております。したがって、データの利活用に当たりましては、他の委員の方々もおっしゃっていますが、契約を中心に進めることが、少なくとも当面は重要ではないかなと考えております。

ただ、契約でやったときに、万が一、意図せずにデータが流れてしまったときにどうするか、救済でございますけれども、この資料にもございますが、契約だけでいきますと損害賠償だけになる。そうなりますと、ちょっと都合が悪いと考えておまして、救済としては不正競争防止法の何らかの適用をしていただいて、差し止めということができないかということを考えております。

したがって、事務局の御提案の I の新しい権利の設定というのはなく、行為規制アプローチで、いろいろと工夫いただければと考えております。1つのアプローチとしては、営業秘密の保護。資料に車の生データ、特にお客様のところで秘密管理性が疑問符がついておりますので今の状況で現行法では、営業秘密を保護できるかどうかというのは非常に不安なところもございます。この点を事業の実態を見ていただいて、営業秘密としての保護要件の適用について、適宜見直していただくも検討いただきたいと思います。

もしくは、ここにありますがけれども、データを不正の意図を持って入手する行為とか、

受領したデータを第三者に開示する行為を新たな不正行為として追加していただく。

もしくは、別の考え方ですけれども、例えば車の中にデータをためていくところがございます。そこには、当然プロテクションをかけるわけですが、それを破ってデータを抽出して第三者に開示していく。このような行為は、不正行為だと。こういう形のアプローチがあるのではないかと考えております。このように、2番目の行為規制アプローチということで、契約で想定できないところを補完していただくというアプローチがトヨタはいいかなと思っております。

3番目の民間の取組を支援するアプローチはありがたいことだと思っておりますが、その際に当たりましては、データの利活用の観点に加えまして、収集側のモチベーションの観点もバランスをとってしていただければと思っております。

ありがとうございます。

○渡部委員長 ありがとうございます。

森委員。

○森委員 済みません、ありがとうございます。

先ほどから委員の皆様、新たな権利ということではなく、どちらかといえば契約ベースという話がありました。私も利活用ということを考える以上は、当然、排他的要件ということにはならないだろうと思っておるのですけれどもね。

この、事務局でおつくりいただきました6ページ目のⅠ、Ⅱ、Ⅲという分類ですが、Ⅰが何らかの権利を付与するという括りになっているのですけれども、例えばCの新たな権利の創設とありますのは、排他的利用権を新たに創設するというのであれば反対だということでしょうけれども、私もC3の裁定制度ということは申し上げたところでして、そこで当然イメージしていたのは、著作権法の裁定利用の話ですので、新たな権利の設定というよりは、利用権の設定、権利制限のほうの話であったわけですので、既にある排他的権利、知的財産権に対して利用権、権利制限を新しく設ける、利用のほうを進めるということであれば、これはCのカテゴリーも認められるのではないかと思います。

ですので、新たな権利制限の創設といいますか、新たな利用ルートといいますか、そういうことですね。それは、むしろ私としては重要なことではないかと思っております、特に日本の場合は、違法な行為だということになると、たとえそれによって損害賠償請求を受けても、そこは金銭的には織り込んでいるから大丈夫であるとはなかなかいかない。

これは、アメリカではそういうことができるかもしれませんが、日本の企業というのはグレーゾーンがあることはそもそも難しいので、そういうルールを設定していただいて、ここは金銭は払わなきゃいけないけれども、適法に使ってよいということは考えていただいてよいと思います。現在の著作権法の裁定利用の制度というのは、重いですし、要件も限られていますので、そこは今日的なものである必要があるのかなと思っております。

同時に、ちょっと思いつきで申しわけないのですけれども、例えばそういう知財周りに

グレーゾーンというものはあるわけですし、最近、キュレーションメディアが問題になりましたけれども、テキストのてにをはを、このように変えてみたいなのは論外ですし、それはグレーでも何でもないということかと思えます。グレーなのは、画像のリンクですね。リンクと著作権に関しましては、いろいろな議論がありまして、それは著作権の御専門の先生方にお任せしたいと思えますけれども、ある種のグレーゾーンになっていて、ルールがはっきりしない。

そうすると、使うほうとしては、それはただで使ってやれということになるでしょうし、使われたほうとしては、腹立たしいけれども、裁判をしたら勝てるかもしれないけれども、裁判に行くのはコストがかかるということですので、そういったところのルール整備をしていただく。プラットフォーマーが使うであろう、さまざまな散在するデータのグレーゾーンについての検討をしていただくということも、こういう新たな利用権の設定みたいなことにつながるのではないかと思います。

2番目の行為規制のアプローチにつきまして、不正競争防止法の拡張ということで、私はこの文脈では、改正個人情報保護法83条の不正データ提供罪の話をしていただきました。これは営業秘密の拡張でございまして、どういうことかといいますと、秘密管理をしていない個人情報のデータベースを盗み出したら、それが営業秘密侵害罪じゃないですけども、別の犯罪になるとしたルールですし、大変よいルールだと思っています。

しかし、それがよいルールなのはどうしてかといいますと、これはやってはいけないということが、利用するほうに、提供するほうにはっきりわかるから、パーソナルデータという明確な、これはやばそうだというシグナルが出ているから、それはいいルールなわけでございまして、そのことなしに、この秘密管理性というものをなしにして、例えば作製や調達にコストがかかるデータが対象としてしまうと、これは表に公開されていて、事実上利用できるようになっていても、使っていいのかどうかわからない。場合によったら差し止められたり、大きな損害賠償請求を受けてしまったりする。そういうことだと、利活用に萎縮効果があると思えますので、そここのところの要件をきちんと考える必要というのはあるのかなと思います。

以上です。

○渡部委員長 ありがとうございます。

清水委員、お願いします。

○清水委員 思ったのですけれども、基本的に大きな会社の人しかいないので、大きな会社でお客様の顔がほとんど見えない会社の人たちは、発想がとにかく邪魔するなということ。新しい規制をつくってくれるな、新しい権利をつくってくれるな、面倒くさいから。別にそれはそれでありなのですけれども、僕、本当はきょう、興味がなかったのに休もうかなと思ったのですけれども、来てよかったなと思ったのが内閣官房さんの14ペー

ジで、ヘルスケアで個人が自分の個人情報を何かしらの方法で管理して、それを情報銀行がおつき合りするか、わからないですけども、普及させて、個人の生活を向上させるようなことをする。

もし政府が何もしなかったら、こんな夢のような未来、やってこないですよ。なぜならば、僕、これと同じような図を1999年にエヌ・ティ・ティ・ドコモで見ているのです。iモードは、それが本当はやりたかったのです。夏野さんは、最初からそれがやりたかった。けれども、できなかつた。なぜできなかつたのか。いろいろあつたのですけれども、その中の一つは、個人の情報をそんなふうを活用していいのかという部分があつた。iコンシェルというサービスがその後できるのですけれども、よほど強い規制とか、よほど強い要請が国からないと、こんな夢みtainな世界はやってこないですよ。

だから、僕、本当はビジネスマンとしては、どう言うべきかわからないし、新しいルールができたなら、それはそれで面倒くさいとは思つたのですけれども、例えばマッシュアップと気楽に書いてあるのですけれども、今、どんどんなくなっていますから。Googleとかは、すごくカジュアルに自分のAPIをやめたり、そういうことが平気で行われているのです。あの人たちは、自分たちがこれから未来をつくるというて始めたGoogleWaveとか、ちょっとうまくいかなかつたら、すぐやめちゃいますから。だから、そういうやつは信用できないわけです。

これを民間に任せると、とんでもないことが起きますよ。だって、mixiという会社があつて、mixiアプリを始めました。皆さん、覚えているかわかりませんが、mixiアプリが始まつたときに、アプリケーションプロバイダに広告費を払います。要するに、そのアプリを使つている間の広告費を何%払います。それに従つて事業計画を立てた会社はいっぱいあるわけですね。

ところが、mixiはいざmixiアプリが始まると、広告費の出費が膨大になつたので2カ月でやめまふと言つたとか、当初始まつたときに、ゲームをつくつてくださいとわざわざ頭を下げて言いに来た。とある会社がブラウザ三国志というゲームをつくつて、物すごいヒットした。ヒットしたと思つたら、今度は急にソーシャルグラフが汚れるという宗教的な理由で、mixiアプリからゲームというジャンルを全部外しちゃつたのです。私企業がやるといふことはそういうことです。私企業が世の中を支配すると、そういうディストピアが待っているのです。

だから、もし本気でこういう世界をつくりたいのだったら、僕は国がかなり主導権を持つてやらないと、絶対この世界は来ないと思つます。大きい会社は、自分たちが主導権を握りたいから、楽天さんが顧客情報を僕らにお金を幾ら払つたら出してくれるとは全然限らないじゃないですか。だから、提案の中でも、請求したら、話し合いもしないようなやつらは何とかしろみたい書いてあるけれども、こんな控え目なやり方だと全然だめで、これをやるのだったら本気で誰かが音頭をとつて、ある程度強制力をもつてやらないと、残念ながらこんな夢みtainな世界は来ない。民間の主導に任せたら絶対来ないと思つてい

ます。

例えば同じような話を、民間主導のW3Cという話がさっき出ましたけれども、W3Cがやったら、何でもみんな言うことを聞くわけでは全くないわけですよ。例えば、これも10年以上前ですけども、W3CがこれからはSPARQLというものをやります。SPARQLというのは、RDFクエリ言語ですけども、これを使うと、今、皆さんが考えている人工知能でできそうなことが半分ぐらいできるのです。ところが、誰もそれを使っていないわけです。それは当たり前です。民間でやっているから強制力がないのです。W3Cは誰でも参加できますから、何の資格も審査も基本的にないですから。

W3Cの中でやるのはすごく大事だと思いますし、日本の政府の代表が行くべきだと思っているのだけれども、それとは全く別の話で。だって、世界中、どこにもないじゃないですか。技術的には全然新しくないので、技術的に全然新しくないことを21世紀、十何年たって、今、ここで議論して、せっかくこんなに素敵なアイデアがあって、いろいろな関係各省の人が動いているのに、これは全く意味がなくなると僕は思います。だから、ちょっとしゃべったほうがいいかなと。

以上です。

○渡部委員長 どうもありがとうございます。

奥邨委員。

○奥邨委員 各省庁での取組や各企業の取組を伺いますと、結局、データの利活用を促進することが経済活動を活発にするために重要なものだけれども、それが進んでいない。何が足りないのかという点で言えば、個人情報やパーソナルデータの問題は別でやっているとして、1つには、データを他者に提供したときに、それについて渡した側がコントロールを失うのではないのかという懸念があるわけです。逆に言えば、いま一つは、受け取った生データをいろいろ努力して使えるものにした人が、それだけ努力したのに、それに対してコントロールを及ぼせるのかということがはっきりしないという点の2つがあるのではないのか。

さらに言えば、今のところ裸のデータそのものについて、何らかのコントロールを及ぼし得る法的な仕組みというものが、結果的には営業秘密という形でしかない。そうすると、秘密管理性を意識してしまう。結局、人に出すとか渡すということ自体、利活用すること自体が秘密管理という言葉と矛盾する可能性があるので、躊躇してしまうということなのかなと思います。

そういう流れを前提としますと、例えば秘密管理性を緩和して営業秘密の範囲を広げるというアプローチは、そもそも伝統的な営業秘密の保護と利用のバランスに大きな影響を与える。データのことはいいとしても、ほかの営業秘密、本来の営業秘密のバランスはどうなるのだという検討をしなければいけませんし、さらに言えば、一億総活躍でどんどん

いろいろな人が起業して頑張っていこうという中で、営業秘密の範囲のバランスを大きく変えると、従業員に対する過剰な規制になってしまうかもしれないので、かなり慎重な検討が必要だろうと思います。

それよりは、むしろ根本の部分であって、データをコントロールできるのが誰なのか。別にそれは1人でなくてもいいわけで、関与者がいろいろいれば、そのいろいろな人たちがいろいろなレベルで関与できるということを明らかにしていくというのが、大変ではあるのだけれども、いわば急がば回れであって、結果的には他者に安心して情報を出せるし、また受け取った情報を一生懸命加工して使いやすいものにするということについても、評価がされるということになる、そういうビジネスの環境をつくるべきではないかと思います。

ただ、私は、コントロールできるのは誰か明らかにする、つまり、法律で明文でコントロール権は誰々ですと書くことだけが当然の出口だと申し上げているわけではなくて、例えばパブリシティ権というのは、別に法律上、規定があるわけではなくて、契約であるとか実務の慣行であるとか裁判例の中で固まってきて、実際にそれでビジネスも大きく動いているわけです。

問題の本質は、誰がデータをコントロールできるのだというところにまずあって、そのためにふさわしい仕組みややり方はどうなのだという形で検討していくことが必要であり、そのためには、現状、どのレベルのニーズがあって、そのニーズに応えるのはどの程度でとどめておけばいいのかという形で議論を進めていくことが重要だろうと思いました。

以上です。

○渡部委員長 ありがとうございます。

瀬尾委員、どうぞ。

○瀬尾委員 いろいろ伺っていて、なるほどなといろいろ思うこともありますし、先ほど清水さんがおっしゃったようなことも思います。

ただ、きょう、実はちょっと違うお話を、これは質問になるかもしれませんが、少し伺わせていただきたいと思います。何かというと、きょうは既存のデータを価値づけをして、経済的な価値を生むということについての情報財を、どのような制度で維持したらいいかということについて、いろいろな御意見をいただいた。また、私も大変勉強させていただいたと思っていますけれども、私はしつこいようではありますが、今後、直近の問題として、AIに直結して、AIというビジネスを生かすためのデータということについて、もう少し加えていただけたらなという希望があります。

基本的に、これまでの企業さんが、例えばたくさんビッグデータがあって、それをクリーンアップしたり、セレクトして価値あるデータセットをつくって、それについて価値づけている。それについて、どう保護するか。非常に重要なことですが、実際、AIを軸に考えたときは、例えばいろいろな研究所の持っている埋もれたデータが山ほどありますね。1回実験で使ったのに、それは今、ある特定の方たちは使えるのかもしれないけれども、汎用で使えないようなデータとか。それは、人間にとっては余り意味がないかも

しれないけれども、AIにとって重要な情報がたくさん埋もれているとしたら、至急、そういう情報をほじくり出して使えるようにベースをつくっていくことで進歩するでしょうし。

例えば、私は日本の特産品としてAIを進化させるのだとしたら、言ってみればサムライAIのようなものを日本の特産品として特徴づけるとすると、どういうデータがそれを特徴づけるのかとか、そういう部分のデータの掘り起こしは、もしかしたら企業さんの持っている特別なデータなのかもしれないし、それはどんなデータかわからないけれども、そういう日本的なデータも掘り起こさなきゃいけない。この中では、一番最初にあるように、いわゆる制度的に保護が不確定であるものについて検討ということで、よりきちんとバックアップして、制度的にデータを保護しましょうという趣旨はわかるのですが、既存の考え方じゃないデータも日本はたくさん持っていると思うのです。

そういうことをどうやって掘り起こすかという、保護だけではない、いわゆる利用促進の施策と、そういう現状についてということ盛り上げて、もっと直接的に日本の企業さんたちがAIを、大きな国にかなうのかどうかわかりませんが、少なくともがんがんつくっていきけるような仕組みとか、体制というものをバックアップすることも、このデータの保護・利活用の在り方の中で、ちょっとお考えいただいてもいいのではないかと思います。

既存の各省庁さんの取組というのは、かなり進んでいるし、精緻な部分があって、これははっきり言って、いろいろな方の利害があるから、がんとはなかなか行かないということもよくわかりますけれども、そう言わず、それで進捗していただいて、そうじゃない、ここでは新たに日本の武器になるようなデータ政策についての提言を加えていただけたらなど私は思いました。

以上です。

○渡部委員長 別所委員、お願いします。

○別所委員 もう既に何人もの方がおっしゃっていますけれども、基本的に現時点で、データ保護のための何らかの権利付与がデータの利用を促進するという立法事実は上がってきていないという認識ですので、権利創設については現時点では時期尚早じゃないかと思っています。

一方で、契約スキームを通じていろいろな試みが進んでいるところですので、そこで民間としては工夫していく時期だと思っていますし、それをささえるための何らかの施策をしていただくことについては、むしろいいのではないかと思っています。データ利用について、いい利用の仕方ということで理解を深めていかなければならないという責任を果たしていくのは、データを使っている民間そのものですので、民間が自覚してやっていくべき仕事なのかなと思っています。

それから、データの保護の在り方として、行為規制的なアプローチについて期待されている声も少しありましたけれども、ここは秘密性要件の緩和というところは、対象となるデータごとにかなり十分に検討していかないと、影響がどう及ぶかわからないので、その

方向で進みましょうということについては、現時点では積極的には賛成しがたい。もうちょっと十分な検討が必要だと考えています。

情報の利活用、先ほども言いましたように、民間の仕事だと思っています。国ができることというのは、当然限られていて、制度的な枠組みをつくっていただいたとしても、それをどうやって使うかというのは民間に委ねられているわけで、そこは民間側でやっている企業体がいろいろな意味で頑張らざるを得ないかなと思っていますし、頑張らないと、制度をつくってくれということだけ言っても、データの利活用は進まないと思っていますので、ユースケースを生み出していくのはこちらの仕事だと思っています。

その中で、どうしても制度的にこういうところが支障があるということがもし見つかるのであれば、それはその時点で個別にこちらのほうから御提案するという形のほうが望ましいのかなと思っています。

あと、もう一点だけ。森先生と瀬尾さんが投げ込まれたのは、多分新しい視点だと思っています、ここでの議論は、基本的には現行の知財関連の法律では守られていないものについて対象にしましょうという整理を、事務局のほうでされたと理解しておりますけれども、森先生と瀬尾さんがおっしゃったのは、多分、それを超えていて、現行の知財権を何らかの形で縮小するという形での利用促進はどうかという御提案と。

あと、瀬尾さんの御意見は、多分、埋もれているデータを何らかの形で掘り出すための積極的な施策をという御提案だったと思いますので、もしそういうものをここで積極的に取り上げていただけるのであれば、加えた論点として挙げていただければと考えております。

○渡部委員長 ありがとうございます。

今枝委員、お願いします。

○今枝委員 先ほど清水委員のほうから楽天の名前が出ましたので、楽天のほうから発言させていただきます。

楽天、ビッグデータをいっぱい持っておりますので、どのようにそれを利活用するかというのは常々議論しているところでございます。清水委員、おっしゃったとおり、民間に任せるとするのは私も余り賛成しておりませんで、契約を考えますと、契約を支援していただく、これは非常に重要だと思います。ただ、契約の形態を考えますと、今、している契約はほとんどが利用許諾、使用許諾、実施許諾。すなわち、既存の権利に関する許諾契約がほとんどになっています。逆に、権利のないものの許諾の契約書は非常に書きにくいと思っています。

ですから、利活用を進める上では、利活用ですから、制限ですとか保護ということよりは、利活用という観点で見ても、利用許諾契約が書きやすい法律として定めていただいて、強制力を持って、出したくない人にも出してもらう。私などは割とデータを持っているほうですので、言いやすいのですけれども、出したくないものを出してもらうという方向で考えていただいたほうがいいのかと思います。

その上で、さっきどなたかおっしゃいましたきめ細やかにというのは、契約で決めるべきで、きめ細やかなものについて契約で全て決めてしまうと契約違反にしかありませんから、これは今度は契約違反になったときの対応を逆にしにくい。契約違反でしか言えない。契約違反になった場合に契約解除になって、それでこの法律で権利侵害になりますということのほうが、利用する者の抑制にもなりますし、逆に利用される側については、新しい権利の創設かどうかはわかりません。

ただ、例えばC3の報酬請求権と裁定制度にプラスして、現行の民間のアプローチ、例えば音楽著作権の利活用のJASRACみたいな形かもしれません。ちょっとそこはまだ明確にはわかりませんが、その信託法とか信託業法とかの整備みたいな形で、データベースに対してもそういった団体をつくりやすい法律なのか、国そのものがそういう団体をつくるのか、利活用を促進するような団体をつくるのかわかりませんが、いずれにしても、国のサポートがないと、民間のほうでは確かにどちらの方向に行くかわからないとは思っております。

また、Ⅱの行為規制のアプローチですと、契約書で考えますと、行為規制を契約に書くのは微妙に書きにくいので、権利の使用許諾等がいいのかなと思いますから、ⅠとⅢの組み合わせがベストなのではないかと私は考えます。

以上です。

○渡部委員長 ありがとうございます。

林委員。

○林委員 ありがとうございます。2つございます。

事務局の資料3、よくまとめていただいたと思うのですが、5ページの不法行為（民法）に関する論点のところの整理の仕方ですが、北朝鮮映画事件の判決文のかぎ括弧の引用のところを、上の本文のところ整理されている、この整理の仕方が、もしかしたら判決が言っている以上に不法行為で保護されないというメッセージを伝えてしまうような気もしております。

判決文の本体のほうは、著作物に該当しないものについて、不法行為を構成するかどうかというのを、異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情があるかどうかというところで判断しますということを述べており、その後の判決文のこれに続く部分では、本件の2時間ぐらいの映画のうちの2分8秒が時事ニュースの部分で、目的上、正当な範囲内での利用であるということを述べて、侵害には当たらないという判示をされていますので、もう少し要約の部分丁寧にするので、ちょっと行き過ぎたメッセージにならないようにと思います。

と言いますのは、過去の営業秘密の管理指針につきましても、経産省で管理指針を最初にまとめたときは、民事上の救済手段が入って以来の判決を100ぐらい精査なさって、その結果、認められなかった事例を並べたわけですが、実際使われ方としては、そこに掲げられていることを全部しないと秘密管理性の要件を満たさないという誤解もあり、もちろん

訴訟の被告になれば、そういった主張展開をいたしますので、そういうメッセージを与えてしまった。

ということで、これは私の理解ですけれども、今回の管理指針の改定ではそのところを整理して、秘密保持義務を、例えば従業員等にとって何が義務の対象であるかが客観的に明らかになるような措置を講じていることというのが、秘密管理性の要件であるということを、行政上のガイドラインですけれども、明らかにして、あとベストプラクティスはハンドブックのほうで詳しく160ページぐらい述べたという経緯がございます。ですので、現行法の保護として民法不法行為による保護もあるのだということをもう少し丁寧に言ったほうがいいかなと思っております。

2点目ですが、検討例のところではいろいろなオプションを挙げていただいて、大変よく整理していただいたと思います。Ⅰの新しい権利を創設する場合のC2とC3の違いについては、今後の議論の中でさらに詰めていくのかと思います。

そして、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのどれで行くかというところは、私も上野先生が冒頭でおっしゃったとおり、産業界のニーズが果たして立法事実としてどのくらいあるかという点の把握が出発点だと思っておりまして、本日、各産業界の委員から伺ったところでは、当面は民間の取組を支援するアプローチが適切ではないかという御意見が多かったのではないかと思います。私もそれに賛同いたします。

その点と、もう一つ、清水委員ほかから出ました、国としてのリーダーシップも必要ではないかという点。これは、権利の付与というアプローチでの国のリーダーシップ以外にも、国としてのリーダーシップというのはいろいろあり得るのではないかと思います。例えば、きょうの資料4の14ページでヘルスケアのPHRの案が出されているわけですが、例えばAMEDで東大の橋田先生が実証実験されているような、個人を起点としたPHRの管理の在り方というものも、今、現実の一部の地域で実証実験が始まっております。こういったことを国が進めていく。

さらに、例えば厚労省が電子レセプトを支払基金と国保に集めているわけですが、その支払基金に集まっている電子レセプトデータを個人に1回返して、個人起点でそれを利活用にイエス・ノーを言う形にするとか、そういったところは国がリーダーシップをとって政策展開していけば、分散管理という一つの例になっていくのではないかと思います。ですので、新しい権利を創設するという形以外でも、国としてのリーダーシップの示し方はあるのではないかと思います。

以上です。

○渡部委員長 ありがとうございます。

福井委員、お願いします。

○福井委員 福井でございます。きょうは、皆さんのお話が余りに勉強になるので、感動して、このまま聞いて帰ろうかなと思ったのですが、少しだけ意見を申し上げさせていただきます。

まず最初に、各省庁さんからいただいた御教示、とても勉強になった中で、1点、議論の整理をしてもいいかなと思ったところからスタートです。経産省経済産業局さんの分散戦略ワーキンググループについての御説明がありました。この中の17ページ目に、データオーナーシップ。どうやら非パーソナルデータの創出に寄与した者にいかなる権利性を認めるかという議論かなと思ったのですけれども、このデータオーナーシップというものが、学説も十分ではなくて、裁判例もない。よって、この議論をこれから進めていかなければいけないというおまとめかなと思ったのです。その後、比較的長い記述があるようです。

しかし、おっと思われた委員の方もいらっしゃると思うのですけれども、データのオーナーシップですね。知的な所有権ですね。それは、知的財産権と昔から呼ばれています。それについては、長らく膨大な学問の蓄積がありまして、判例の蓄積もあります。議論の整理が必要だと思うのはここでありまして、つまり、例えば著作権にしても、あるいは広い意味での知的財産権の含意に含まれる不正競争防止法の中の営業秘密の保護などにしても、一体どこまでの情報について私的な独占を認めるべきであるのか、自由な利用をさせないべきであるのかは、長らく議論の蓄積があるわけです。そして、それこそが知的財産権の射程なわけです。

非パーソナルデータで創作性のないもの一般については、独占は認めないというのがこれまでの到達点であり、よって、契約で守ってください、あるいは一定の秘密管理性を条件にして、一定の場合に自由な利用を禁止しますということをこれまで整理してきているわけですね。データオーナーシップという名前と呼ばれることに何の異論もないし、議論が各省庁で進まれることにも何の異論もありませんが、こういう知財本部などを中心にした知的財産権の過去の議論の蓄積と、いわば共有を図りながら、それは行われていくべきだろうと思いました。

さて、きょうのテーマの新たな権利の創出か、あるいは不正競争の解釈拡張か、あるいは民間の支援かということについては、きょうの議論の大勢は、確固としたルールはまだつくれないであろうから、新たな権利の創出などは実際に難しいのではないかというところに集約されてきているように感じました。そして、これは前回まで私自身も申し上げてきたことであり、大変賛成であります。

例えばIT室さんでも、まずは利用契約かなということをおっしゃっている。ここでは第三者項が課題であるということが言われる。あるいは、契約というのは、裏づけとなるような強制手段が十分ないのではないかという欠点もあると言われました。あるいは、不正競争に関しては、営業秘密の秘密管理性の限界があるから、公開ができない、死蔵のおそれもあるのではないかということが言われた。

強制手段がないと、あるいは不足しているというエンフォースメントの問題は、これは知的財産権をつくっても必ずつきまといまいます。新しい権利を創出しようが、エンフォースメントで世界中で苦労しているのが今の権利者の現状であって、よって、それを実行する上で苦労があるというのは当たり前のことです。その苦労を乗り越えなきゃいけないとい

うのは、どのメニューでも多分同じだろうと思います。よって、それだけで規約や利用契約では不十分だという理由には、ちょっとならないのではないかと思います。

私は、新たな権利や新たな規制の創出というのは、望ましくないというよりは、むしろ時間的に間に合わなかったり、現実にはそういうコンセンサスがとれないがゆえに、無理だろうという気がいたします。無理なことに長い時間をかけても、大変小規模なものがやっとなで上がるぐらいのことで終わってしまいかねないので、ここにエネルギーを割くのは、現時点ではふさわしくないのではないかと思います。

それよりは、民間の支援を中心に行っていくべきだろうと思うわけですが、あわせて、不正競争防止法に関しての秘密管理性。この解釈はもうちょっと緩やかにしてもいいかなと思うところです。というのは、これまで秘密管理性の要件はかた過ぎた。だから、裁判でもなかなか認められないという悩みがあったわけですから、この辺をもうちょっと現実に即して柔軟にするといいのではないかと思います。

しかし、本丸はやはり民間支援であろうと思います。これが時間的にも即時性があり、また世界的に通用性をもたらせ得る方法だろうと思うからです。同意していないものを拘束できないということに関しては、例えばそれこそ秘密としてある程度管理しておいて、規約に同意しない者には見せないという仕組みとか、セキュリティをかけておいて、規約に同意しない者は見られないという仕組みで、現に世界は動いているわけであり、こういふことで、完璧にはならないが、強制力を高めていくということが正解かなと思うわけです。

その意味では、既に事務局からも提案されているデータの流通市場のインフラの整備があります。これは、前回までも各委員から御提案のあったところであり、アーカイブ振興にかかわって非常に賛成であります。アーカイブの振興というのは、こうしたデータの流通市場、データの提供インフラという文脈で進められるべきものであり、これこそが新たな法規制や権利をつくるなどということに比べると、目標を持って早急に政府として進めていくべき問題ではないかと思います。また、契約を後押しするためにガイドラインをつくるということも重要だだと思います。

あわせて、権利処理という問題が常にかかわってきますので、森委員から裁定制度のお話もあったところでもありますけれども、権利処理センターというものの立ち上げというものを後押ししていくべきだろうと思います。ここにおいては、複数の委員から、いや、民間企業に任せ過ぎてはいけないから、国にリーダーシップをとってお話がありました。恐らく事務局の御趣旨は、何も民間に任せ切りにするということでは全くなかったように私は思いますけれども、いずれにしても、放任しないということには賛成であります。その意味で言えば、競争法による公正さの確保とかオープン化を推し進めていくといった後押しはできると思います。

最後に1点。この後押しの一環として御提案したいなと思うのは、人材育成という言葉が、総務省さんから出るであろう中間答申の中でうたわれているやに伺いましたが、これ

にかかわって1点申し上げます。運用や管理のスキルの明確化という言葉が使われておりましたが、いつもこの人材育成ということが出てくるときに、知的財産権の知識とか契約のノウハウについての教育という概念がしばしば抜け落ちるように思うのです。規約や契約が重要だという話がここでもキーワードとして何度も登場しているのに、日本の大学は、契約の読み方、交渉の仕方を一切教えていません。一切は言い過ぎですけれども、法学部でもしばしば教えていません。

では、オンザジョブでどこまでやれるか。もちろん、各企業さん、頑張っってやっっているけれども、大変不足しています。こうした契約の読み方あるいは書き方、交渉の仕方、知的財産権の基本的な知識とともに、この教育は進めるべきだろうと思います。それこそ政府ができる支援ではないかと思うわけです。

長くなりました。

○渡部委員長 ありがとうございます。

喜連川先生、お願いします。

○喜連川委員 この会議はみんなしゃべる量が長くて困るのですけれども、大学の立場での御発言が必ずしも多くないので、少し申し上げさせていただきますと、コンピュータサイエンスにおいて、データというのはすごく大きい存在感です。コンピュータは、外から距離を置いて見ると2つしかないのです。プログラムとデータしかないのです。ということは、もっと進捗に議論すべき話だという気がします。

現在、学問の世界で何が起きているかというのをちょっと御紹介しますと、同じように長いことしゃべっているじゃないかと怒られるかもしれないですけれども、要するに我々が今まで最終の知として創出していたものというのは、論文だったのですね。ですけれども、論文は、多くのナチュラルサイエンスはどこから出てきているかという、原則、オブザベーションしているデータから生まれてきているのですね。そうすると、データをどう解釈することによって、こういう帰結を出すかというコーザリティとしての論文というものがパブリッシュされてきているというのが今までのコースです。

今、コンピュータが発展したことによって、我々は今までパブリッシュ可能なエッセンスとしての知としての論文にフォーカスを当てていたわけですがけれども、G7合意で、これからはデータにフォーカスしましょうという言い方になってきています。つまり、データがあると、そのデータを使っているいろいろな人が知を生み出す。それぐらいデータというのは完璧にファーストシチズンになってきているということです。だから、悪いことをしようと思うと小保方さんみたいになってしまうということです。

こうなってくると、データというものが非常に重要であるというのは、大学で研究している、企業でも多分そうですけれども、受ける感覚というものが相当違っているのではないかと思うのです。例えばカメラで物の写真を撮ったときには、ここには著作権があるとおっしゃるわけですがけれども、カメラをIoTにして、iPhoneのカメラで撮ったら一体何の問題があるのだ。つまり、カメラではなくて、IoTで撮ったら、これは何なのだという、原

則ほとんど何も変わらないのではないかという気がします。

つまり、センサデバイスと、ここにあるセンシングのピクセルアレイと何が違うのかという根源的なところに来ると、多分何も変わらないのではないかというところがありまして、学者はそこに相当大きな違和感があるのではないかという気がします。

それで、とりわけきょうの議題の中で、AIとIoT時代という書き方をされておられるのですけれども、データというのは大昔からありまして、IoTとかAIとか、何の関係もない、重い存在であります。そういう意味で言うと、もっとデータそのものを我が国がしっかりと議論する場がないとしたら、これはかなりシェイムであって、真面目に考えていただくということが非常に重要じゃないかと思う次第であります。ここの事務局のお取りまとめの中にも、IoTとかセンサによって得るものという定義が書かれていたかと思うのですけれども、日本の中にはIoTではないデータというものが山のようにあって、逆にデータ全体の空間から見ると、IoTでジェネレートされているデータはほんのちょっとでしかないと思います。

例えば、先ほどAMEDの話が出ましたけれども、甘利議員が大臣であられたころ、NDBのデータをいかに利活用するかというのを延々とおっしゃられたわけですが、あんなものはIoTなんか一切使っていません。国土交通省が全国1万点以上の河川のデータをとっていますけれども、こんなものはIoTなんか一切使っていません。インターネットというのはブレイクされるのが決まっていますから、インターネットではないテレメトリーのプロトコルを使っていますので、こんなものは常識になっている。

つまり、何が申し上げたいかという、AIとIoTはすぐなくなってしまうかもしれない。ですけれども、データはこれから何百年あるいは何十世紀と必ず残るもので、考えている視点のタイムスパンが全然違うということをお理解される必要があろうかと思えます。

ただ、これは今、財産権ということで、かなり煩悩の世界を議論されておられますので、僕は福井先生の高邁な御高説は、大変いつもわかりやすくていいなと思うのですけれども、法律というのは何か結構エモーショナルな議論になっているような気がして、理工系はややアレルギーを感じております。

つまり、先ほどいろいろな省庁がこういう実証実験をしましたとおっしゃられているわけで、例えば個人情報に関しても、データの利活用に関しても、実験を山のようにやっておられる話で、過去やってきたものと一体何が違うのかという話は何一つ御説明になられていないわけですね。ですから、先ほど挙げられたメニューの中で、こういうアプローチをとったらどうなるかというのを全部ユースケースで宿題としてお投げになられればいいのか。その定量的な結果に基づいて、一体どれをとるかというのを考えれば、一番定量的にわかるのではないかと思うのですけれどもね。

そうじゃなくて、先ほど清水さんがおっしゃられたのはそのとおりで、大企業からすると、何となく最初から決めちゃうと嫌だから、こういうエモーショナルなデザインで法律をつくるという時代は、もう終わっているのではないかというのが学者の一個人的な意見

です。

以上です。

○渡部委員長 ありがとうございます。

それでは、宮島委員。

○宮島委員 私は、お話を伺っていて、一番問題意識がありますのは、データが死蔵されているという感覚が物すごく強い。あと、繰り返し申し上げているかもしれないけれども、自分の情報がどうなるかわからないということに関して、一般の国民の不安が強いなと思っています。一方で、それを心配していないところでは、実はデータがどんどん使われているということに気がついていない部分もあると思うのですけれども、そのハードルを下げるために何をしたらいいかというところがすごく大事だと思っています。

その中では、私はこのIの権利を付与するアプローチというのは、今までのお話にもあったように、これをやると具体的にどうなるのかということが、私にとってちょっと見えにくいので、すぐにこれがいいとか悪いとかということ判断できない感じがしております。民間の取組を支援するアプローチを主題に話したいと思います。

まず、E3のセキュリティを高める取組というのは、これは何が何でも、どんな方法でもとにかく必要だと思います。というのは、不安だということを少しでもいろいろな方法で取り除く必要があるわけですけれども、例えば今回、個人情報相手をしていないと言っても、もしも中小企業とかデータを一定程度持っている人たちも、知見において個人と余り変わらない人たちもたくさんいるということを前提にすれば、例えばたかがLINEのスタンプ1個、とるかどうかで、規約が出てくるスタンプと規約が出てこないスタンプがあるわけです。私の周りの知っている範囲では、その規約が出てきた瞬間に閉じる人たちというのがいます。

つまり、何かよくわからないけれども、無料でただダウンロードするだけのLINEのスタンプだったらもうけれども、何か条件設定が来た瞬間に嫌だわと思うという感覚があると私は理解していて、例えば2番のデータ契約の留意点をまとめるというのはすごく大事なのですけれども、これが込み入ったガイドラインだついでいけない層というのが確実にあると思います。だから、むしろガイドラインをつくるのであれば、できるだけアプローチしやすい、わかりやすい、小難しくいっぱい積み上げるガイドラインではなくて、できるだけ誰にも受け入れやすいという意味での規約におけるガイドラインというものを主導していく必要があるのではないかと思います。

それでも規約が難しいと思う人は世の中には存在しますので、その人たちの信用を高めるためにE1は必要だと思って、取引市場があると、それはそれなりに一定の安心感がありますし、誰でもちゃんとウオッチしてくれるという安心感がありますので、これは非常に重要だと思います。

だから、まとめると、E1、E2、E3は全部必要だと思うのですけれども、E3はもちろん確実に必要だと。E2だけでは成立しない。私は、ガイドラインだけでは成立しないと思うの

で、これは補足する形で必ず必要なのですけれども、それにプラスして、E1を強めることで、できるだけ死蔵の原因となっているさまざまな要因を取り除いて推進していくという形はどうかと思います。

以上です。

○渡部委員長 ありがとうございます。

根本委員。

○根本委員 簡単に。

検討例の中であればⅢでしょうということで、論点は出たところばかりですけれども、技術の進歩を法律が追い抜くことはないので、とりあえずこういう形にさせていただければと思います。

それから、オープンイノベーションのやり方を定義しておかなきゃいけないなと思います。どこまでデータを開示して、頭のいい若い人たちに素晴らしいビジネスをしていただくかという決定的な競争力になる時代になりつつありますから、そういう面でもデータは外に出ていく傾向が、一部かもしれませんが、ありますと、マーケットに委ねても大丈夫なところがありますというところを申し上げたいと思います。

それから、内閣官房さんが出された資料の14ページのヘルスケアの図で、こういうことができたらいいなというのはずっと思っていて、自分でもチャレンジしてきましたけれども、過去、死屍累々の世界で、別に技術が悪いわけでもなくて、何が悪いわけでもなくて、いろいろな関係者が合意できなくて、こういうことができないという時代がずっと続いて、今もきっと続いているのだろうなと思っています。

他方、医療データそのものの流通といいますか、利活用を図ろうという試みが一部、別の部局でなされていますけれども、それについてもまとまりつつ、案については、現場のお医者さんから非常に強いクレームが出るような形になりつつあると理解しておりまして、データの利活用、現場で使えるような形にしていけないといけない。何を申し上げたいかというと、政府が入ったからといって、いい形になるとは限らないということを申し上げたいのですけれども、とにかく利用する方のことも十分考えてやっていただきたいと思っています。

以上です。

○渡部委員長 ありがとうございます。

清水委員。

○清水委員 手短かに。

瀬尾さんがさっきAIが見たほうがいい情報が云々という話をしたときに、根本的に全然ばらばらの話が混ざっているなと思ったので、つけ加えなのですけれども、ここに集まっている人たちは、学校の先生を除いて会社だけで見ると、大きな会社で、しかも製造業の方が多くて、楽天は違いますけれどもね。

実はそこにあるデータはビッグデータかもしれないけれども、AIにとっていいデータか

どうか、全然わからないのですね。むしろ重要なのは、それこそ喜連川先生が言ったのと同じで、別にIoTでも何でも無い、カルテとかお薬手帳。お薬手帳をなぜ今、紙で管理するのだらうと、いつも薬屋に行くときに思うのですけれども、そういうものは非常にばかげているし、全部電子化したい。

例えば、自分のSUICAで支払った情報とか、最近、そういうものはマネーフォワードとかがありますけれども、せつかく内閣府で非常に大きな範囲に対して影響がある会議なので、どうしてもつけ加えたかったのが、我が国はこうした情報を提出することを義務づけたほうがいいです。情報銀行みたいなものに必ず得た情報は預託しなければならないという法律をつくれれば、しかもそれを関係各省が全部やるわけです。業界ごとにお役所に伺わなきゃいけない条件が絶対あるはずなので、テレビ局だらうが、医者だらうが、コンビニだらうが、全ての業界に対して情報銀行への情報提供を義務づけるという法律をつくっていただけると、日立さんとかうちがもうかる。

以上です。

○渡部委員長 今枝さん。

○今枝委員 議論の中で私の発言にも問題があったかもしれないですけれども、1つだけコメントさせていただきます。これはあくまでデータの利活用の話であって、データ保護の話に重点が置かれてはならないと思っております。ですから、契約書上、契約で何とか賄えます。問題は契約の違反で担保できます。法律で規定しても同じような問題が起きます。それは、おっしゃるとおりです。

ですが、データを出す側に対する規制として必要じゃないか。これは、多分、清水委員もそういった意味でおっしゃっているかと思うのですけれども、データを出す側に対しては、何らかの出すことよってのメリットがあるか、でなければ出さないことによるデメリットがあるかでない、きれいな情報は出ないし、積極的に出ないと思っております。そのための法律整備が必要じゃないかということで、整理いただいたIのCの新しい法律の意味があるのではないかと思っております。

以上です。

○渡部委員長 ありがとうございます。時間が来ておりますので、きょう、随分いろいろ御意見いただきましたので、事務局のほうで検討して、関係省庁のほうのフィードバックもとりつつ、次回、どういうふうに進めていくか、検討させていただければと思います。

最後に、井内局長から挨拶してもらいます。

○井内局長 本日も非常に活発な議論をさまざまな観点から、ありがとうございます。また、いろいろ咀嚼して確認もさせていただいて整理したいと思いますが、私の個人的な印象で申し上げます、思った以上に幅が出たなという気がしております。それぞれのお立場もあると思いますし、環境もあると思います。例えば大企業と、その他の中小企業とかベンチャー企業とか、多分立場が違うだらうと思っておりますし、データを出すほう、活用するほうによっても違ってくるだらうと思っております。

きょうは、国がどこまでやるべきかとか、民間主体でいいのではないか、いろいろ御議論がありましたけれども、もちろん私どもはこの場では知財を一つの横串として考えておりますけれども、国全体・政府全体で考えた場合には、当然、不公正なことがないようにするか、競争政策との観点から見て問題がないかとか、そういうことも踏まえた上で制度設計しないといけないと思います。

それから、最初、短期・中期と申し上げたのは、今、事業上意味のあるデータという範囲が広がっているような感じがしておりまして、今までの判例の蓄積とかいろいろな法律の蓄積で見えていなかったところ、カバーしていなかったところがどんどん意味が出てきているので、そこをどうするのだというのがきょうの大きな論点だろうと思っております。それに対しましては、今すぐ議論は確かに契約かもしれない。ただ、将来を見通したときに、今、どういう議論をしておかなきゃいけないという視点も非常に重要だろうと思えますし、そういったことも含めて、次回以降、また議論していただきたいと思っております。

ちなみに、先週の1月10日にEUのほうでデータの利活用に関するコミュニケーションが出ておりますけれども、そういった意味で、まさに政府部内の各部局でやっているのと同じような問題意識で、彼らにはことし、ステークホルダーとコミュニケーションしていくと言っております。もちろん、方向性が出ていないわけじゃないですが、そこも契約だけで本当にいいのか。もちろん契約が中心なのだけでもという議論をしようとしていますので、そういった動向も見ながら、日本として日本の強みを生かすために何をやればいいのかということを引き続き議論いただきたいと思っております。

次回もよろしく願いいたします。

○渡部委員長 ありがとうございます。

次回の予定については、事務局からお願いします。

○福田参事官 次回、第5回の新たな情報財検討委員会につきましては、来月2月3日金曜日、10時から12時までの予定で開催させていただきます。よろしく願いいたします。

○渡部委員長 本日は、御多忙中のところ、どうもありがとうございました。

これで閉会させていただきます。